

のびゆくこどもプラン 小金井
((仮) 小金井市こども計画)
【目次・第1章 案】

令和7年3月

小金井市

目次

- 第1章 計画の策定にあたって
 - 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の位置づけ
 - 3 計画期間
 - 4 計画の策定体制
- 第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境
 - 1 人口・世帯・人口動態等
 - 2 教育・保育施設の状況
 - 3 地域子ども・子育て支援事業の状況
 - 4 ニーズ調査の結果概要
- 第3章 基本理念・視点
 - 1 基本理念
 - 2 基本的な視点と目標
 - 3 「のびゆくこどもプラン 小金井」の課題と方向性
- 第4章 施策の展開
 - 基本的視点1
 - 基本的視点2
 - 基本的視点3
- 第5章 子ども・子育て支援事業計画
 - 第1節 教育・保育提供区域の考え方
 - 1 国における教育・保育提供区域の考え方
 - 2 小金井市における教育・保育提供区域の設定
 - 第2節 教育・保育施設の充実
 - 1 量の見込み
 - 2 提供体制の確保と実施時期
 - 3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）
 - 4 教育・保育の質の向上
 - 第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実
 - 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策
- 第6章 計画の推進体制
 - 1 計画の推進体制
 - 2 計画の達成状況の点検・評価
 - 3 成果指標
- 資料編

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年の急速な少子高齢化・核家族化は、家庭では自助力の低下、地域ではコミュニティの希薄化による互助力の低下や孤立した家庭の増加、社会では労働力人口の減少や社会保障負担の増加、ひいては社会経済の停滞などさまざまな課題の要因となっています。また、労働力人口の減少や社会経済の停滞とともに、就業を希望する母親の割合は増加しており、保育等によるサポートも重要な課題となっています。更に、令和2年に国内で初めて感染者が確認された、新型コロナウイルス感染症の流行により、不要不急の外出や密になることを制限された結果、人とのつながりやコミュニケーションは激減し、ひきこもりや家庭の孤立などが社会問題となりました。一方で、在宅勤務やテレワークの後押しにもなり、育児と仕事の両立がしやすい環境が進んだ側面がありますが、更なる普及のためには社会全体の理解の促進が必要です。また、学校教育では、タブレットなどを用いたIoTの普及が進み、リモート授業や多様な学び方が可能となった一方、同級生とのコミュニケーションを取る機会を失ってしまった子どももいます。

子どもが発達の過程において、人格形成の基礎を獲得し、良い子育てができるようになるためには、また、子育て家庭が安心して子育てができるようになるためには、人とのつながりやコミュニケーションを持つことが重要です。環境が様々に変化している今、それらを実現するためには、人とのつながりやコミュニケーションをより強くすることが必要であり、更に多様化した子育ての課題やニーズに対しても、地域のみならず子育て・子育てを支えていくという考え方が重要となっています。

国では、子どもと子育てをめぐる様々な問題に対応するため、市町村に諸計画の策定やそれに基づく取組を促してきました。「次世代育成支援対策推進法」(平成15年)では、次世代育成支援対策の実施に関する行動計画の策定が市町村に義務付けられました。「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法(平成24年)では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的・計画的に提供することが市町村の責務とされ、提供体制の確保を図るため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされました。「改正母子保健法」(平成28年)では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センター(法律上は母子健康包括支援センター)の設置が市町村の努力義務とされました。「改正子どもの貧困対策推進法」(令和元年)では、子ども貧困対策の一層の推進を図るため、「子どもの貧困対策計画」を策定することが市町村の努力義務とされました。

特に令和5年4月に施行された「こども基本法」では、子どもの権利、養育や生活の保障、意見表明と社会参画の機会の確保をはじめとした6つの基本理念が示され、子ども・若者施策を総合的に推進すべく「市町村こども計画」を策定することが市町村の努力義務とされました。また、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」を1つに束ね、かつ子ども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。更に、令和6年4月に施行された「改正児童福祉法」では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うものとされています。

小金井市ではこれまでに、これらの国の動向を踏まえるとともに、「子どもの権利に関する条例」（平成 21 年）に基づく子どもの権利保障を推進するため、子どもと子育て支援に関する様々な取組を実施してきました。平成 27 年には「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」を策定、「子どもの幸福と権利保障を第一として、小金井市の子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進していくこと」を基本理念とし、市民、関係機関・団体、市など多様な主体が連携し、子どもの育ちと子育て家庭を支援する施策を推進してきました。更に令和 2 年には「のびゆくこどもプラン 小金井（第 2 期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」を策定、それまでの計画の基本理念を継承するとともに、基本理念を実現するための基本的な視点と基本目標に基づき、子ども・子育て支援を推進してまいりました。

計画は令和 6 年度をもって終了しますが、子ども・子育てをとりまく社会や環境は変化しており、「子どもがのびのびと育つまち」の実現のためには継続した支援が必要であることから、この度「のびゆくこどもプラン小金井（(仮) 小金井市こども計画）」を策定しました。本計画では、これまでの基本理念を継承しつつも、こども施策を総合的に推進するための「こども計画」とするとともに、今後とも地域の子ども・子育て支援を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、小金井市における子どもと子育て家庭を支援するための施策に関する総合的な計画として、最上位計画である「小金井しあわせプラン」の個別計画に位置付けられるものです。

また、本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項に基づく市町村こども計画、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第 8 条の次世代育成支援地域行動計画、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく子ども・若者計画、子どもの貧困対策推進法第 9 条第 2 項に基づく子どもの貧困対策計画、児童福祉法第 56 条の 4 の 2 の市町村整備計画、子どもの権利に関する条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画を包含するものであり、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、関連計画と整合を図りながら推進するものとして定めています。

■計画の対象

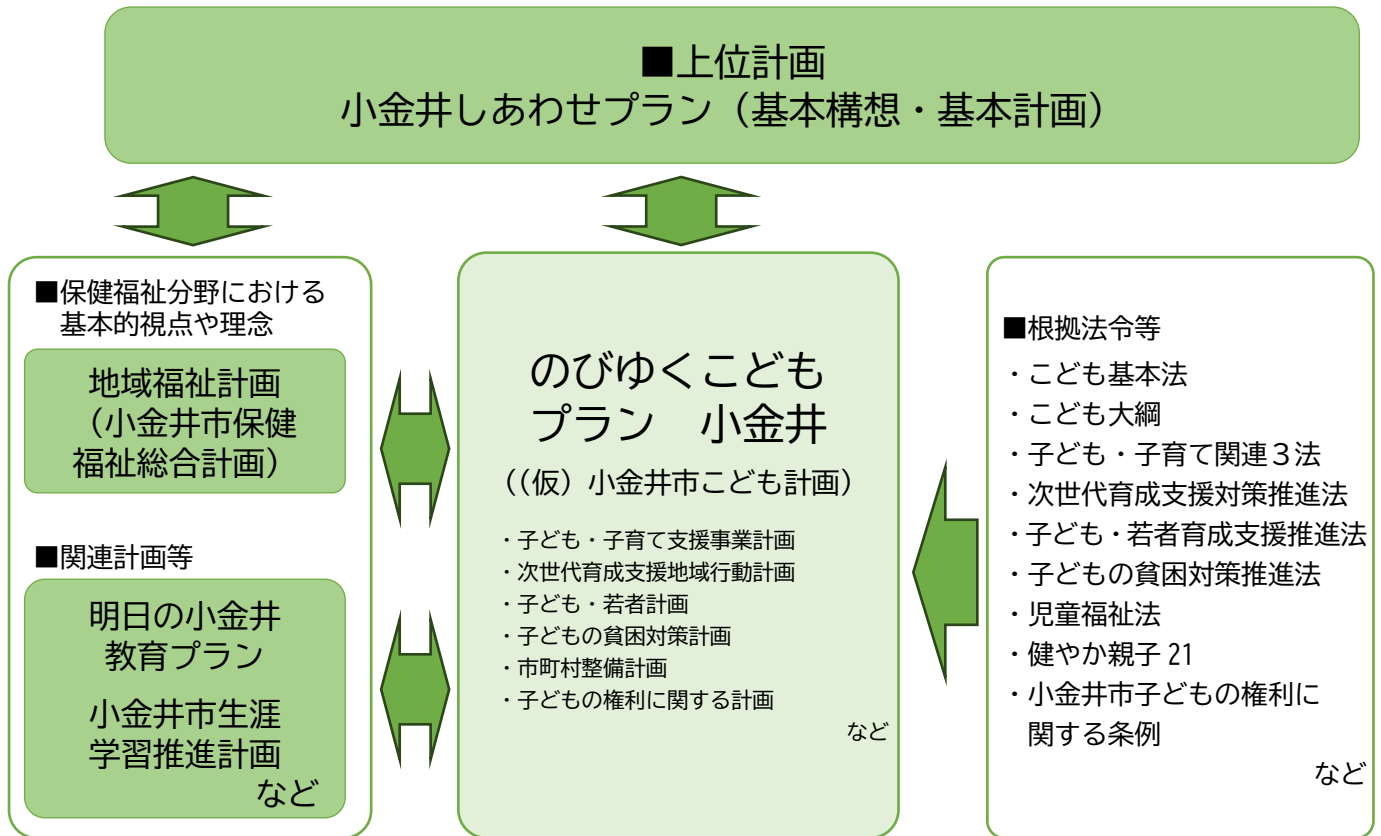
こども基本法では、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」であり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある人全般を指しています。

一方、こども大綱では、子どもの成長は置かれた環境に依存し、子どもによっても様々で、円滑な社会生活を送ることができるようになる時期には個人差があるとしています。また、子ども施策は特定のライフステージのみではなく、ライフステージを通して縦断的に実施すべき施策と、全てのライフステージに共通する事項として取り組むべき施策を求めています。

そのため、本計画では、「子ども」を年齢等で区切るのではなく、心身の発達の過程にあり、子ども施策が必要な人全般とします。

更に、本計画の対象は、上記「子ども」に加え、養育する親や保護者を含む子育て家庭、子ども本人や子育て家庭を支える支援者や団体等、更には子どもが心身の発達をする上で関わりあいのある地域全体も計画の対象として考えます。

■関連計画及び根拠法令等との関係について



3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
のびゆく子どもプラン 小金井 (第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画)					のびゆく子どもプラン 小金井 (小金井市子ども計画)					次期計画
第4次		第5次小金井市基本構想								
後期		前期小金井市基本計画				後期小金井市基本計画				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている合議制の機関として「小金井市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

